

総 発 第 7 号
2009 年 4 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

1 月 22 日に貴委員会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【全般的事項】

- ・ 今回取り上げられている論点は内外の動向、過去の検討経緯を踏まえた網羅的なものと見受けられ、特に追加すべき論点は見当たらない。又、今回の見直しの趣旨並びに時間的制約を勘案すると、論点整理で言及されている検討の進め方、即ち優先度の低い論点に関しては今回の検討対象から除く、あるいは濃淡をはっきりつけた検討を行うというアプローチには賛同できる。一方で、その検討結果が他の論点の検討に多大な影響を与える根本的な会計処理に係る論点については効率的な検討という観点から優先的にこれを取り上げるなどの配慮が必要と考える。
- ・ 総論として会計基準のコンバージェンスの加速化に向けて退職給付会計基準を見直すことに異論はないが、国際会計基準審議会（IASB）、米国財務会計基準審議会（FASB）の検討動向を十分に見極めた上で、議論を進めていただきたい。これらの動向次第では、本件に関して再度論点整理が必要になることも考えられるため、今回の論点整理にとらわれることなく柔軟に対応いただきたい。

【論点 1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理

〔論点 1-2〕退職給付債務及び勤務費用の測定方法

- ・ 測定方法等の見直しについて国際的な議論と歩調をあわせて検討することについては賛成である。昨今の退職給付制度の変容も踏まえて検討を行っていただきたい。

〔論点 1-3〕 小規模企業等における簡便法の容認

- ・ 小規模企業等にて原則法での数理計算を行うことは実務上の負担が大きく、また簡便法と原則法での計算結果の差異が連結会社全体に及ぼす影響も僅少である場合も多いと考えられることから、引き続き簡便法を容認する方向で検討いただくとともに、国際的な議論に対して働きかけを行っていただきたい。

【論点 2】 年金資産及び期待運用収益の会計処理

〔論点 2-1〕 期待運用収益の取扱い

- ・ 期待運用収益の廃止は、退職給付費用のみを認識することによる企業負担の増加となることから、年金制度を支える企業にとっては、年金制度を維持すること自体を否定することに繋がりがかねない恐れがあり、雇用形態を含む社会制度全般に影響を与えかねない問題になりうると考える。
- ・ 会計的な観点からも年金資産の運用は将来給付される予定である年金債務をまかなうための必要不可欠な経済行為であり、債務に係る費用と当該負債をまかなうための運用益とセットで議論するのが経済行為を適切に反映する会計処理であると考えられる。
- ・ 「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」（以下、IASB の DP）では、期待運用収益を廃止する理由を、期待運用収益が内在する主観性により、恣意的にその率を選択する機会を企業に与える点を上げているが、本論点は会計上の見積もり全般に係るものであり、会計基準（＝測定技術上）の問題というよりも寧ろ監査の問題と捉えるべき性質の論点と見受けられる。更には、「金融商品の財務報告における複雑性の提言」において展開されている客観性よりもレリバンスを重視する IASB の姿勢と矛盾するようにも見受けられることから、期待運用収益を廃止する積極的な理由にはなりえないと考える。
- ・ 一方で、年金資産の利回りのボラティリティーは昨今非常に大きくなっており、より客観的かつ精緻な見積もりを行う方向性を検討することについては、異論はない。

〔論点 2-2〕 退職給付信託の取扱い

- ・ 退職給付信託の取扱いは、日本の信託法の中で退職給付信託の位置づけが明確にされていないなどの問題があるため、信託法そのものの整理とあわせて議論しないことには抜本的な解決策は見出せないものと思われる。

- ・ 会計上の観点からは、議決権行使が委託者に残るような場合は、金融資産の消滅の要件の観点から、支配が継続していると考え、損益計上は認めないなどの整理が必要であると考えるが、年金資産としての資産性は年金給付に使用されることが約束されている限り有効と考えるのが適当である。
- ・ しかしながら、退職給付信託は、退職給付会計導入当初の政策的な役割は既に果たし終えたと解釈すべきであり、年金資産として本来認められる範囲に対象を絞り込む適格性の見直しを検討することは必要と考える。
- ・ なお、仮に退職給付信託が年金資産として認められない場合、本邦企業に及ぼす影響は甚大なものになる事が予想される。従い、本論点を国際的な議論の場で取り上げるメリット・デメリットも十分に比較考慮の上で、今後の対応を図るべきである。また、かかる場合には、会計上の実務(過去の益出し部分の取り扱いなど)も含めて早急に本邦企業に通知がされるべきであり、何らかの緩和措置の導入も視野に入れるべきである。

【論点 3】 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債

〔論点 3-1〕 年金資産と退職給付債務の総額表示

- ・ 連結範囲の問題、及び関連当事者としての年金制度の取扱いについてもあわせて議論する必要があるが、財務諸表の表示の問題及び上記の論点があわせて検討され、一定の結論が出るまでは、総額表示ではなく純額表示であっても利害関係者にとって有用性を損ねることは現段階ではないと考える。

〔論点 3-2〕 制度の積立状況の貸借対照表での計上

- ・ 財務諸表に積立状況を表示する会計処理は、未認識部分をオフバランス化する現行処理より、財務諸表利用者にとって好ましい方法であると考え。国際的な会計基準では、制度の積立状況の額を貸借対照表上の退職給付に係る負債（又は資産）として計上することが求められており、我が国においても導入に向け議論を進める必要があると考える。
- ・ 制度の積立状況を貸借対照表で計上する会計処理は、包括利益（計算書）の取扱いと密接に関係している。今後の検討にあたってわが国における包括利益（計算書）の議論と平仄をとり議論を進めていただきたい。

【論点 4】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理

- ・ 本論点整理における認識方法のうち、[アプローチ 1] は企業の期間業績の振幅が激しくなる公算が大であることから賛成しかねる。かかる損益が企業活動において何を意味するものであるのかが問題となるが、財務諸表表示において根本的な議論がなされ結論が出る前に遅延認識を廃止し損益を即時認識することは、財務諸表利用者にとって、当該損益の意味を不明瞭なまま利用させることに繋がりがねない為、財務諸表の表示の議論の結論が出た上で(もしくは歩調をあわせて)議論するべきであると考ええる。なお、仮に PL 上で即時認識をする場合は、表示箇所や表示形式について十分な検討がなされるべきである。加えて、現状は包括損益項目で認識しているその他の有価証券等の会計処理との整合性などについても考慮されるべきと考える。
- ・ [アプローチ 2]、[アプローチ 3] についても、資産・負債の変動が P/L を経由せずに利益剰余金に計上されるという仕組みは、当期純利益、一株当たり利益等主要な財務指標の有用性、比較可能性を損なうとともに、作成者側での会計操作の余地が広がるなど、財務諸表利用者にとっての財務諸表の理解可能性、信頼性に重要な悪影響を及ぼしかねず、受け入れ難い。
- ・ 論点整理の中で挙げられている会計処理の中では、米国基準の回廊アプローチによりリサイクルを通じてその他包括利益から将来の一定期間で PL 認識する方法が最も望ましいと考える。

〔論点 4-2〕 重要性基準と回廊アプローチ

- ・ 先ずは遅延認識の廃止、存続の検討に結論を出した上で検討の俎上に載せるべきと考えるが、日本基準における重要性基準は、回廊アプローチを導入することを条件に廃止する方向で検討することが望ましいと考える。費用対効果の観点から、また回廊アプローチの現段階での社会的な認知度及びその有用性の観点から考えて、日本基準においても回廊アプローチを採用し、重要性基準を廃止することが財務諸表利用者にとっても、作成者にとっても有用であると考ええる。

〔論点 4-3〕 過去勤務債務の会計処理

- ・ 過去勤務債務の取扱いで即時認識しないことを前提とすれば、我が国の会計基準と国際財務報告基準とで既に相違がある点は考え方を整理し、今後のIASB、FASBの議論に備えておく必要があると考えられる。

【論点 5】損益計算書における退職給付費用に係る表示

- ・ 第 108 項に記載の通り引き続き営業損益として表示することを支持すべきであるとする意見もあるが、まずは財務諸表の表示の議論からその妥当性を検討すべきであって、単独で結論を出す方向で検討を進めるべきではないと考える。
- ・ 又、再測定について、包括利益計算上で他の項目と区別して表示することについては、営業内あるいは営業外で表示をするか合意形成に至っていない背景から賛成できない。

【論点 6】退職給付（給付建制度）に係る開示

- ・ 国際的な会計基準に追随し、日本基準でも開示の拡充を検討することに異論はないが、国際的な会計基準との相違があると相違を解消するための作業が通常作業以上の実務負担を強いることになるので、基準差がなくなる方向で時間をかけて検討を進めていただきたい。
- ・ しかしながら、現在の国際的な会計基準で要求されている開示項目の中には利害関係者が求めているかどうか疑問である項目も存在することから、情報の有用性、費用対効果の観点も十分に踏まえて検討する必要があると考える。
- ・ 年金資産情報の開示については実際に運用を委託している運用機関に依存するケースが大半であるため、運用機関の情報提供体制を加味しながら検討を行っていただきたい。

【論点 7】清算と縮小の会計処理と表示

- ・ 国際的な会計基準と大きな基準差がないため、優先度を高くして検討する必要はないと考えるが、第 125 項にあるように将来分に係る部分まで「過去勤務債務」として処理されてしまう日本基準の処理は論点 4-2 の重要性基準の議論と合わせて検討・整理する必要があると考える。
- ・ 日本基準では将来分であるにもかかわらず過去勤務債務として処理されるため、制度改訂のあった時点から収益認識されることで国際的な会計基準との差異が生じ、当該差異を調整する必要があるとなると、その後の調整額のフォローを将来にわたって行う必要があり、実務負担が大きくなることから、国際的な会計基準との差異がない方向で検討を進めていただきたい。

【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示

- ・ 国際的な議論の動向と歩調を合わせて慎重に検討する必要があるが、第 134 項にある通り、我が国のキャッシュ・バランス・プランについては給付建制度と同様の会計処理を適用することでも大きな問題は生じないとする。
- ・ ただし、将来の見込み昇給額等を反映しない単位積増方式の採用についても議論を行っていただきたい。

【論点 9】 複数事業主制度の会計処理と開示

- ・ 複数事業主制度は、制度の性格上、個々の会社ベースでは十分な情報が入手できない場合が多い現実に鑑み、現行の日本基準及び米国会計基準のように拠出額を退職給付費用として会計処理することを継続することが現実的な会計処理と考える。

【論点 10】 その他の退職後給付

- ・ 退職後給付に関する会計処理は、その適用される国の社会保障制度、医療制度そのものが異なること、及び第 149 項にあるように、我が国では当該制度に該当する仕組みを保有する企業が少ないとされているため現時点で会計基準としての必要性が乏しいと考える。日本基準において当該会計処理の導入をするにあたっては、関係省庁含む関係者と法制度等の観点からも問題が無いように、慎重に議論を進めていただきたい。

以 上